

年末年始も

消費者トラブルに注意！

年末年始は、実家への帰省、家にいる時間の増加などに伴い、普段と違う消費行動を取ることが多くなります。トラブルにあう前に、一呼吸おいて行動しましょう！

1 悪質な点検商法

「突然訪問してきた事業者^①に無料点検（屋根・床下など）をしてもらったら、高額な工事契約を結ばされた」という相談が全国的に増えています。慌てず冷静に対応しましょう。

- 「無料」と言われても安易に点検をさせない
- Check!** 点検後、修理を勧められてもその場で契約しない
- 工事終了後でもクーリング・オフできる場合もあります

クーリング・オフ：法律で定められた取引形態（訪問販売など）について一定期間内ならば、無条件で申込の撤回や契約の解除ができる制度

2 通信販売（ネットショッピング）

「1回のつもりが定期購入だった」「注文したのに届かない」といった相談があります。何かと入り用な年末年始ですが、通信販売を利用する際は気を付けましょう。

- 通信販売はクーリング・オフの対象外！
- 購入条件・返品条件などを“申込前”に確認
- Check!** 申込画面はスクリーンショット（画面保存）で残す
- 販売者情報（所在地等）も確認（偽サイトに注意！）

●上記はトラブルの一例です。もっと詳しく消費者トラブルについて知りたい方は「国民生活センター」のHPにて様々な事例が学べます！



◀リンクは（独）国民生活センターHP「見守り情報（参考：裏面）」を見ることができます。

国民生活センター 見守り情報

検索

気持ちの良い年末年始が迎えられるように「消費者トラブルの未然防止」を心にお留めください！



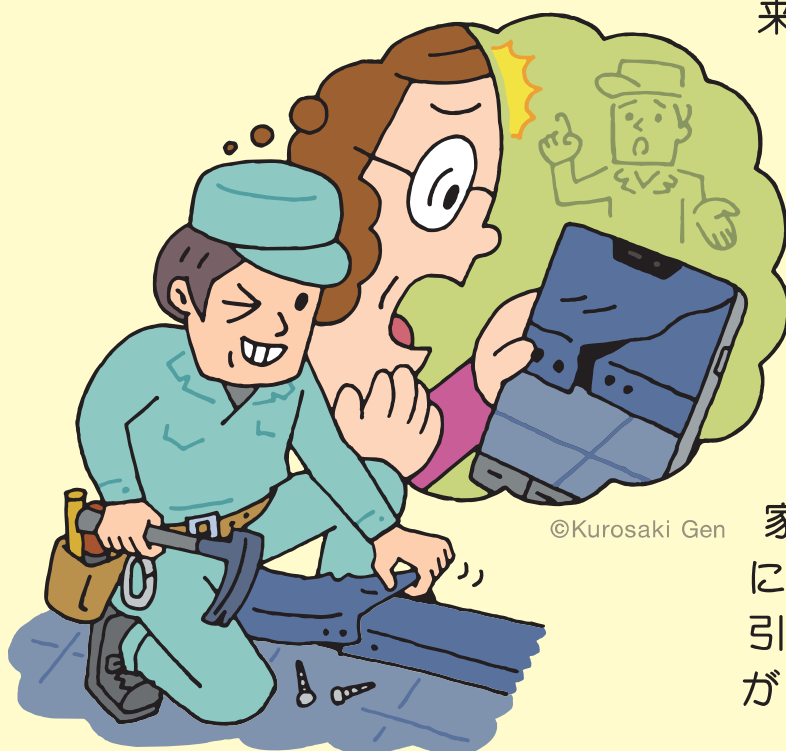
静岡市消費生活センターイメージキャラクター
「かいつ！ハナミン」

静岡市消費生活センター（相談専用）

☎054-221-1056（月～金※9時～16時）※年末年始祝休日を除く

点検中に 屋根を壊された？ 点検商法に注意

近所で工事しているという事業者が
来訪し「お宅の**屋根**が
めくれているのが見えた。
屋根に登って**点検**する」
と言うので依頼した。
点検後、**屋根が浮いて
いる写真**を見せられ、
そのままにしておけない
と思い、約30万円の
修理を契約した。その後、
家族の勧めでハウスメーカー
に**確認**してもらおうと「釘を
引き抜いたような**新しい傷**
がある」と言われた。
(60歳代 女性)



ひとこと助言

慎重にね



見守るくん

- 突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。
- 点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。別の専門家に確認を依頼したり、複数の事業者から見積もりを取ったりするとよいでしょう。
- 家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。